

平成 22 年度第 2 回練馬区地域包括支援センター運営協議会会議要録 平成 22 年度第 2 回練馬区地域密着型サービス運営委員会 会議要録	
1 日時	平成 22 年 10 月 25 日（月） 午後 3 時～午後 5 時
2 場所	練馬区役所本庁舎 5 階庁議室
3 出席者	<p>（委員 19 名）宮崎牧子委員長、吉賀成子委員長代理、新木繁男委員、岩橋栄子委員、角地徳久委員、北村貞子委員、鈴木志知郎委員、多伊良衛亮委員、稲垣悦子委員、田中賦彦委員、新井みどり委員、奥田久幸委員、三橋道子委員、川久保玉美委員、堀洋子委員、上野芳史委員、忠内信太郎委員、大嶺ひろ子委員、渡辺健一委員</p> <p>（事務局 5 名）福祉部長、経営課長、介護保険課長、高齢社会対策課長、大泉総合福祉事務所長</p>
4 傍聴者	1 名
5 議題	<p>○地域包括支援センター運営協議会</p> <p>1 高齢者相談センター（地域包括支援センター）に関するアンケート調査結果について・・・資料 1</p> <p>2 高齢者相談センターの実績事例の報告について</p> <p>○地域密着型サービス運営委員会</p> <p>1 地域密着型サービス事業者の公募について・・・資料 2</p> <p>2 地域密着型サービス事業者の指定について・・・資料 3</p> <p>○その他</p> <p>1 国における介護保険制度見直しの動向について・・・資料 4</p> <p>2 介護保険について・・・資料 5</p> <p>3 「介護の日」記念事業について・・・資料 6</p>
6 配布資料	<p>席上配布資料</p> <p>資料 1 高齢者相談センターに関するアンケート調査報告（速報）</p> <p>資料 2 地域密着型サービス事業者の公募について</p> <p>資料 3 地域密着型サービス事業者の指定について</p> <p>資料 4 国における介護保険制度見直しの動向について</p> <p>資料 5 介護保険について</p> <p>資料 6 平成 22 年度介護の日記念事業の実施について</p>

7 所管課	<p>(地域包括支援センター運営協議会)</p> <p>健康福祉事業本部福祉部高齢社会対策課高齢調整係</p> <p>TEL：5984－4582(直通)</p> <p>Eメール：KOUREITAIISAKU10@city.nerima.tokyo.jp</p> <p>(地域密着型サービス運営委員会)</p> <p>健康福祉事業本部福祉部介護保険課事業者係</p> <p>TEL：5984－4589(直通)</p> <p>Eメール：kaigo02@city.nerima.tokyo.jp</p>
-------	---

第2回地域包括支援センター運営協議会 第2回地域密着型サービス運営委員会

（平成22年10月25日（月）：午後3時00分～午後5時00分）

（委員長） 平成22年度第2回練馬区地域包括支援センター運営協議会ならびに練馬区地域密着型サービス運営委員会を開会する。

最初に、事務局から、本日の出席委員および傍聴者の人数のご報告をお願いする。

（事務局） 本日、現在17名の委員の方に出席いただいている。1名から少し遅れるというご連絡をいただいている。

傍聴者は、現時点で1名である。

以上。

（委員長） 前回、平成22年7月23日に開催した第1回の委員会などの会議要録について、事前に事務局より送付した。訂正などの申し出はなかったが、よろしいか。

（了承）

（委員長） では、次第に沿って議事を進める。

本日も、委員の皆様には活発なご意見、ご発言をお願いしたい。

なお、本日は案件が少ないために5時より早く終わる予定だが、ご遠慮なくご意見、ご発言をお願いしたい。

それから、議事録を作成する都合上、発言の場合はマイクを通してお願いする。

それでは、まず地域包括支援センター運営協議会に入る。

1番、高齢者相談センター（地域包括支援センター）に関するアンケート調査結果について、資料1について、説明を大泉総合福祉事務所長、お願いする。

○ 地域包括支援センター運営協議会

1 高齢者相談センター（地域包括支援センター）に関するアンケート調査結果について

（大泉総合福祉事務所長） 【資料1について説明】

（委員長） ただいまの説明に対して、質問あるいはご意見があったらお願いしたい。

（委員） ケアマネの経験年数であるが、介護保険が始まってから10年経つが、「8年以上10年未満」、「10年以上」をあわせて16%ぐらいの方で、ケアマネさんはキャリアが非常に大切だと思うのだが、どうして8年以上が厚くないのか。報酬の問題があるのか。その辺のところを、何か理由があったら。

（大泉総合福祉事務所長） ただいまいただいたご質問だが、私は、介護保険が始まるとき、既にこの事業に携わっていた者で、当時一緒に汗水流して、一生懸命歯を食いしばって協働させていただいたケアマネさんが正直、大分減った。

その理由については、個々にいろいろあるが、一つは燃え尽きてしまったと。疲れて、この仕事はもう辞めますといった方がいらっしゃったし、また、数名の方は、疲れる理由というのは、決してサービスの中で疲れるということではなくて、事業所、つまり法人さんとの考え方がなかなか合わなくて、嫌になったのでケアマネを辞めましたとか、そういったご意見もある。

また、看護師の資格等を持っている方は、現場の医療に戻られる方もいらっしゃったり

した。この調査では10年以上ということ、25名の方がいらっしゃるが、始まった頃はもっとたくさんいた。恐らく100名ぐらいいたかと思うが、4分の1の方が何らかの理由で辞めていかれたといったことだと思う。

そんな形で、ケアマネさんについても、介護保険制度が厳しくなっていく中で、制度が厳しいというよりも算定できるものが非常に難解で、これを理解していくことに関しても非常に厳しいといった、制度のことで辞めていく方も若干いらっしゃった。ただ、これらは練馬区に限ったことではなくて、介護支援専門員の方の燃え尽きというか精神的に厳しいといった状況につきましては、全国的にも状況は同じだと考えている。練馬区についても同様の形で辞めていかれる方が多かったと私は考えている。

（委員長） よろしいか。

（委員） こういう高齢者相談については、非常に長期にわたるケアになってくると思うので、経験を積んだ方を長くつなぎとめていく何らかの方策がないと、若い方ばかりだといろいろ問題が多くなってくのではないかと思う。

これは練馬区だけではできないと思うが、今後、そういうことを考えていかななくてはいけないなど、アンケートを見ても考えていた。

（委員長） そのほかご意見とか。

（委員） 現場の感覚も持ってないのでよくわからないので、若干ピント外れな感想になるかと思うが、いまのご説明で、7、8割は肯定的な評価だったというご説明に終始していたが、「業務としてこういうことをやるべし」ということで、100%になるべきところが7、8割しかなかったということで、むしろ、2、3割の肯定的でない意見があったことの方が分析の対象にしなければいけない結果ではないかなと、何となく感じながら聞いていたのだが。その辺のニュアンスの点は、どうなのかなと。

（大泉総合福祉事務所長） まさにおっしゃるとおりで、これを詳細に分析していくと、私どもも、正直に言って、肯定的な意見というのは、ある程度評価いただけるだろうと思っていた。現実には、今、委員がおっしゃったように、2割、3割の方の意見が、結構自由意見としていただいている。

だから、その他とか、いろいろな答えを細かく分析して何が課題なのかをあぶり出していくのが今回のアンケートの目的である。

そういったことについては、次回この場でご提示させていただき、皆様のご意見をちょうだいしながら、高齢者相談センターの進んでいくべき姿を、100%すべての方に満足というのはなかなか難しいが、できるだけこれからも高齢者相談センターの発展というか、ケアマネさんのため、また地域のため、区民のためになるような形にしていきたいと考えている。

（委員長） よろしいか。そのほかいかがか。

（委員） 教えていただきたいのだが、問8「高齢者相談センター、支所で、現在、地域ネットワークづくりを行っています」ということで、民生委員さんとか、ミニケア会議とか、そういうものは何となく予想がつくのだが、「防災拠点連絡会」とか、「地区まつり」とか、そういうのは、どういう形で相談センターとのかかわりがあるのか。

（大泉総合福祉事務所長） 実は、支所は地域づくりということで、とにかく地域で何か行われることについては積極的に地域に出て行くという形で、例えば、こういった防災拠

点連絡会は地域でもやっているわけだが、ここに出て行くと、今度は災害時にどうするかといった連携が取れるということになる。

また、地区まつりだが、夏祭りとか秋祭りとか、いろいろあると思うが、地域のお祭りに出て行くことによって、ときには、「介護相談会」というのぼりを立てて、そして相談をお受けするとか、まさに、そういったところには支所の方たちが、相談に乗る対象の方たちはたくさんいらっしゃるの、そういったところで支所を知ってもらうとか、PRの場も兼ねてできるだけこういった地域の催し物には参加していくといったシステムで取り組んでいる。

（委員長） よろしいか。ほかにご質問、ご意見等は、よろしいか。

（なし）

それでは、2番目の案件に進む。高齢者相談センターの実績事例の報告についてになる。

次回のこの委員会から、第5期高齢者保健福祉計画策定ということで当協議会の課題となってくる。そういうこともあるので、高齢者相談センターにおける相談事例のイメージを委員の皆さんに持っていただきたいということがあって、実際の相談事例を2件ほど高齢者相談センター所長に、これからご報告していただこうと思う。

それでは、この案件について、大泉総合福祉事務所長、お願いします。

（大泉総合福祉事務所長） それでは、最初に光が丘の高齢者相談センター長から説明させていただきます。

（光が丘高齢者相談センター長）

（医療等との連携事例を報告）

（委員長） 光が丘高齢者相談センターの事例の報告で、何かご質問があるか。いかがか。特によろしいか。

（なし）

（委員長） では、続いて二つ目の報告を、よろしいか。

それでは、高齢者虐待事例にかかる対応事例ということで、大泉高齢者相談センターの事例をお願いします。

（大泉高齢者相談センター長）

（高齢者虐待事例を報告）

（委員長） ただいまの事例について、何かご質問があるか。

よろしいか。

（委員） 最後のところで、「四所会の合議を経て措置に準ずる扱いで、区内の特養への入所となった」というご説明があったが、この辺は、今の制度の中でどういう位置づけになるのか。

（大泉高齢者相談センター長） これは余り聞かない言葉だが、老人福祉法上には、こういった「やむを得ない措置」というのが利用契約制度になっても残っていて、基本的には「措置」という形をとるのが普通である。

ただ、実のところ、この事例は割とソフトランディングみたいなものを含めてやっていた。だから、例えば、私も何回か経験があるのだが、訴訟リスクまでも負ってという方に

については、とにかく措置という形で、区長の名を持って、その方を特養に入所していただくという形。

一方で、実は入所に当たって、ご本人、つまり家族から同意を得られる場合もある。この方の場合は、言ってみればレスパイトという意味もあるので、つまり介護の負担軽減という意味もあるから、この長女の方の、同意のもとに入所させる形になるので、あえて措置という形をとらない場合がある。

だから、特養さんには、「これこれこういう事情の方なので、何とかお願いします」とお願いするのは同じだが、措置ではなくて、ソフトランディングな形をとることがあるというふうにご理解いただければと思う。

（委員長） よろしいか。 そのほかいかがか。

二つの事例で、大泉総合福祉事務所長としては何かあるか。

（大泉総合福祉事務所長） 一つ目の事例は、どちらかというとい医療連携を意識したもので、病院から在宅、または小規模多機能を使ってみたり、老健を使ってみたりと、そんな病院と福祉、介護を連携してやって、最終的に、結果的には病院で入院する形になってしまったが、基本は、病院に固執せずに、何とか、その方を在宅なり、または小規模多機能で支えていこうという、努力のあらわれだという事例である。

最終的には、なかなか環境整備がうまくいかなかったのと、ご本人が環境をうまくご利用することが難しかった事例である。

2事例目については、どこで虐待を認定して、そしてまた、どこでその方を、先ほど「ソフトランディング」と言ったが、家族介護負担の軽減をベースにして、その方をどう支援していくかということと、これは、どこかで強権的に保護しなければいけないというところの、せめぎあいをずっとやってきたという事例である。

2事例目については大泉の方なので、私の所管の福祉事務所で、報告も受けながら、とにかく私どもは、ハードランディング、つまり強制的に保護するのか、それとも、その方の家族の軽減をするのか。もともと高齢者虐待防止法というのは、そのあとに要養護者の支援に関する法律があるので、特に介護をされている方たちの支援も視野に入れながらやっていくといったところで、いろいろ苦悩しながら対応していったという事例である。

両方とも、うまくいった形ではない。皆様にご理解いただきたいのは、こうした形で、プロセスの中で、高齢者相談センターの職員なり、支所なりケアマネさんたちが連携しながら、どうしていこうかということ合議しながら進めていくというところで、拙速的に、その方を分離して保護したから解決だという形ではなかなかいかないというところをご理解いただければというところで、今回この事例を出させていただいた次第である。

（委員長） では、よろしいか。

（なし）

それでは、地域包括支援センター運営協議会をこれで終了する。

引き続きまして、地域密着型サービス運営委員会に入る。

まず案件の1、地域密着型サービス事業者の公募について。資料2について、ご説明を介護保険課長、お願いする。

○地域密着型サービス運営委員会

1 地域密着型サービスの公募について

（介護保険課長）【資料2について説明】

報告は以上である。

（委員長） ただいまの説明で、何かご質問、ご意見はあるか。

（委員） 前回は公募がなかったとおっしゃっていたが、10月24日現在で、今回の件について公募はどうか。

（介護保険課長） 公募は、一定の期間を区切って行うもので、第2回目の公募は応募の期間が終了している。今後、第3回目の公募を行っていくということで、第2回目の公募においても、ご相談はあったけれども応募には至らなかったという状況である。

第3回目の応募期間であるが、10月1日からであるが、現時点ではまだ事前相談の期間で、具体的な応募には至っていないという状況である。

（委員長） そのほか、いかがか。よろしいか。

（なし）

それでは、案件の2番目に行く。

地域密着型サービス事業者の指定について。資料3について、説明を介護保険課長、お願いする。

（介護保険課長）【資料3について説明】

説明は以上である。

（委員長） ただいまの説明で、何かご意見、ご質問はあるか。

（委員） 夜間対応型訪問介護だが、利用者がすごく少なく、税金の無駄遣いということを見ながら、2事業者目の方でもご判断をされたものと考えている。

（介護保険課長） 他区では夜間対応型訪問介護については、かなり厳しい状態が続いているところである。

一方、練馬区においては、事業開始の当初、高齢者相談センターを中心に相当なこ入れをしてきている。この結果、練馬区においては、かなり利用者が伸びている状態がある。それを見ながら、2事業者目の方でもご判断をされたものと考えている。

確かに、今日の新聞で会計検査院が無駄を指摘したと報道されているところであるが、練馬区においては、今後とも区として力を入れていくということもあるが、需要としては、まだまだあるという認識である。

（委員長） そのほか、いかがか。

（なし）

続いて、その他に移る。

その他の1番だが、国における介護保険制度見直しの動向について、資料4に入る。

介護保険制度改正について、国の方でも少しずつ動きがあるようだが、資料4に基づき、当委員会に関連の部分を介護保険課長から簡単に、ご説明をお願いしたいと思う。

○その他

1 国における介護保険制度見直しの動向について

（介護保険課長） 【資料4について説明】

説明は以上である。

（委員長） それでは、ただいまの資料4の説明で、何かご質問、ご意見がございましたらお願いします。よろしいか。

（なし）

（委員長） その他の2番目に移る。

介護保険について、資料5の説明を介護保険課長、お願いします。

2 介護保険について

（介護保険課長） 【資料5について説明】

説明は以上である。

（委員長） ただいまのご説明、資料5について、何かご質問、ご意見があったらお願いします。よろしいか。

（なし）

（委員長） その他の3番目、「介護の日」記念事業について、資料6のご説明を、介護保険課長、お願いします。

3 「介護の日」記念事業について

（介護保険課長） 【資料6について説明】

説明は以上である。

（委員長） ただいまの資料6の説明で、何かご質問、ご意見がございましたらお願いします。

（委員） このお祭りで、この委員会として何か支援することというのはないか。特に考えなくていいのか。どうか。

（介護保険課長） 「当委員会で、何かご支援を」と、大変ありがたいお言葉をいただきました。

運営は、私ども行政と、本日の委員の中にもいらっしゃるが、練馬区介護サービス事業者連絡協議会の全面的な協力関係の中でやっているの、委員の皆様には、お近くの施設見学、あるいはパネル展示や講演会等にご参加をいただければ、ありがたいと思っている。

（委員長） そのほか、いかがか。よろしいか。

（なし）

（委員長） それでは、次回の日程だが、事務局からお願いします。

（事務局） 次回の日程ですが、平成23年1月14日金曜日。通常は15時からだが、15時半から開会させていただければと思っている。

（委員長） また改めて、書面で委員の皆様には開催通知をお送りすることになっているが、1月14日、15時半からということですのでよろしくお願いします。

（事務局） 皆様のお手元に「ハートページ」という、練馬区の区内にある介護サービス事業者のガイドブックで、事業者連絡協議会で監修したものだが、最新版ができ上がったのでお配りしている。お目通ししていただければと思う。

以上。

（委員長） それでは、これをもって案件はすべて終了した。

本日も大変長時間にわたり、ありがとうございました。